

令和7年度税制改正の内容も踏まえ、

「配偶者手当」の在り方の検討をお願いします

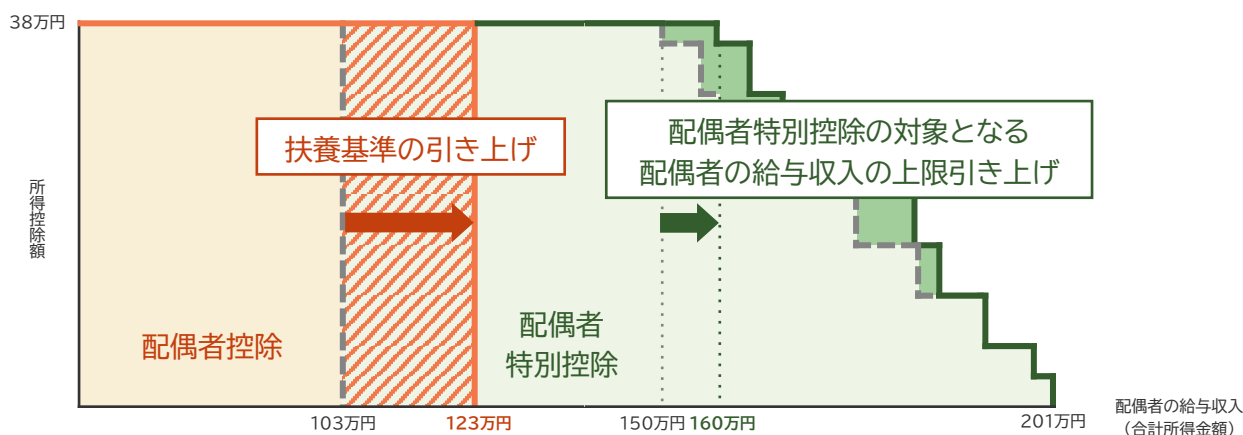
女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」は、社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

また、令和7年度税制改正において、**所得税制における扶養基準が103万円から123万円に引き上げられました**。お勤めの従業員の配偶者の方が扶養の範囲内であっても収入を増やすことができるようにするには、税制だけでなく「配偶者手当」の見直しも重要です。企業の実情も踏まえて、「配偶者手当」の在り方について労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

令和7年度税制改正で、配偶者の扶養基準などが見直されました

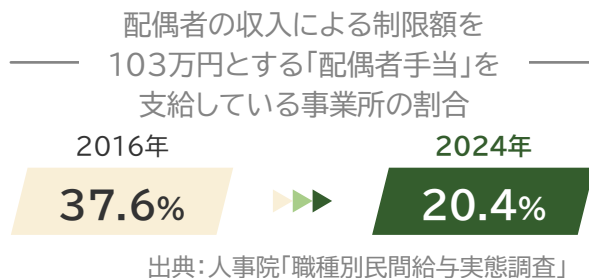
- 令和7年度税制改正により、**所得税制における扶養基準は103万円から123万円に**、配偶者特別控除（満額）の対象となる配偶者の給与収入の上限は、**150万円から160万円に引き上げられました**。
- なお、配偶者においても年収が160万円を超えると所得税負担は発生しますが、世帯全体（夫＋妻）の手取り収入は増加する仕組みになっています。

税制改正の内容



多くの事業所で、「配偶者手当」の見直しが進んでいます

- 収入制限がある配偶者手当を支給している割合は低下しており、**配偶者の収入による制限額を103万円とする割合も半減しています**。2018年には103万円ですべての手取りが減少しない税制改正もありました。
- 配偶者の方が「配偶者手当」を理由として就業調整をすることが解消されるよう、例えば以下のような見直しを行うことが考えられます。



支給基準の見直し

- 配偶者の収入による制限額を103万円から123万円に引き上げる
- 配偶者の収入による制限を廃止する

賃金体系の見直し

- 「配偶者手当」を廃止又は縮小し、他の手当等に賃金原資を振り向ける（例：こども手当の増額、基本給への一本化）

国家公務員は「配偶者手当」の廃止と子に係る手当の増額を実施

- 政府全体として、配偶者の働き方に中立となるよう、制度の見直しに向けた取組が進められていること等を踏まえ、**国家公務員の配偶者に係る扶養手当は段階的に廃止**されることとなりました。令和8年度以降は、当該手当は支給されません。
- 配偶者に係る扶養手当の段階的廃止にあわせて、**子に係る扶養手当が段階的に増額**されることとなりました。

— 国家公務員の配偶者・子に係る扶養手当の段階的見直しの内容 —

	扶養親族を有する者の職位	令和6年度の手当額	令和7年度の手当額	令和8年度の手当額
配偶者に係る扶養手当の見直し	本府省の管理職等	3,500円	支給しない	支給しない
	上記以外	6,500円	3,000円	
子に係る扶養手当の見直し	全ての職員	10,000円	11,500円	13,000円

- 国家公務員の「配偶者手当」見直しを踏まえ、**自治体でも「配偶者手当」の見直しが進んでいます。**

実際に「配偶者手当」を見直した例を紹介します

A社(サービス業)

- 企業規模 50～99人
- 見直し内容 成果型の賃金への移行と合わせて、配偶者手当を含む各種手当を廃止

見直しのポイント

- 削減した手当の原資を賃金制度の基本給部分に組み入れた。
- 新制度における支給総額が旧制度における支給総額を下回る人を対象に5年間の経過措置を設けた。

B社(製造業)

- 企業規模 5000～9999人
- 見直し内容 従業員の家族の状況の変化に伴い、扶養家族全体としてバランスが取れるよう制度改革

見直しのポイント

- 配偶者に扶養手当を厚く支給していた制度を、配偶者、子ども等の区別無く、扶養者一人当たり同額(11,000円)を支給する制度に改革。
- 賃金原資の総額は維持されるように設計。

— 「配偶者手当」の見直しについて詳しく知りたい方はこちら —

- 厚生労働省HPに、「配偶者手当」の見直しの手順の参考となるフローチャート、見直しを実施・検討した企業の例、円滑な見直しに向けた留意点などについての資料を掲載しています。



従業員の就業調整で悩んでいる事業主の皆さまへ

「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援があります

詳しくはこちら



「106万円の壁」への対応 51人以上の企業 厚生年金、健康保険への加入

加入と併せて、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、**労働者1人あたり最大50万円を支援**

「130万円の壁」への対応 上記以外の方 国民年金、国民健康保険への加入

収入が一時的に上がったとしても、**事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能**

電話でのご相談は、**年収の壁突破・総合相談窓口(コールセンター)**へ

0120-030-045(フリーダイヤル・無料) 受付時間 平日8:30～18:15